

新宿区子ども園保育・教育指針

この指針は、平成 23 年2月の「新宿区子ども園化推進検討委員会最終報告」に基づき、保育所保育指針[(厚生労働省告示第 141 号(平成 20 年 3 月 28 日))]及び幼稚園教育要領[(文部科学省告示第 26 号(平成 20 年 3 月 28 日))]に定める保育・教育の内容を踏まえ、子ども園における就学前保育・教育の指針として定めるものとする。

第一部 総則

I 新宿区子ども園理念

乳幼児期における保育・教育は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要である。そのため保護者と子ども園における保育・教育に従事するもの、そして子どもにかかわるあらゆる地域の関係者が共有すべき理念として次のものを定める。

- 1 就学前の子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行い生涯にわたる人間形成の基礎を培う
- 2 子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する
- 3 子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域をめざす

II 新宿区子ども園の保育・教育指針の趣旨

- 1 この指針は、新宿区子ども園理念を実際の保育・教育の場面で具体化するために策定する。
- 2 各子ども園は、この指針において記されている保育・教育内容等を踏まえ、各子ども園の実情、特性に応じて創意工夫を図り、子ども園の機能及び質の向上に努めなければならない。

第二部 新宿区子ども園の保育・教育に関する内容

I 子ども園の保育・教育について

1 子ども園の保育・教育の考え方

小学校で求められている「生きる力」の育成に先立つ段階として、「生きる力の基礎」の育成のための保育・教育を展開する。

就学前に育む「生きる力の基礎」の3つの力を、以下のように捉える。

- ①「生活する力を育む」・・・基本的な生活習慣を身に付ける、健康・安全に対する力を育てる、運動能力を身に付ける、生命尊重の大切さを知る、規範意識を身に付ける等
- ②「人とかかわる力を育む」・・・友達との関係を築く、人の話を聞く、自分の意見を言う、思いやりの気持ちをもつ等
- ③「学びの芽を育む力」・・・様々な事物に興味・関心をもつ、探究心をもつ、思考力をもつ、創造力をもつ、想像力をもつ等

※就学前に育む「生きる力の基礎」の詳細は、別表のとおりとする。

2 新宿区子ども園の理念を踏まえて配慮すべき事項について

1 就学前の子どもの成長と発達段階に応じた一体的な保育・教育を行い生涯にわたる人格形成の基礎を培う

- (1) 多様な生活環境を持つ子ども達がつどう子ども園としての、共通する保育・教育時間の持ち方
- (2) 一体的な保育・教育にあたる職員の資質
- (3) 「環境を通して行う保育」と「体系的な教育」の両立
- (4) 子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を行うための、子どもの状況や、特性の把握と情報共有
- (5) 小学校との交流・連携を通して、就学前後の保育・教育の連続性を担保

2 子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する

- (1) 保護者や地域と連携した、子どもの健康管理・安全管理のための体制の充実
- (2) 地域と連携した、子どもの安全見守り運動の強化、防災体制の充実
- (3) 保護者と連携した、給食を中心としての食育の推進

3 子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域をめざす

- (1) 子育ての大切さ、楽しさを知らせる取り組み
- (2) 子育て世帯への情報の発信
- (3) 親の子育て力を向上させるための支援

II 子育て支援と、家庭・地域との連携について

1 子育て支援事業について

子ども園に在園する子どもの保護者、地域の子育て中の親に対して、次のような趣旨の多様な子育て支援事業を積極的に行う。

- ① 子育ての不安や悩みを解消し、子育ての喜びを実感できる支援
- ② 子育て中の親子の成長を促す支援
- ③ 保護者の子育て力を高める支援
- ④ 保護者同士の交流を深める支援

2 家庭・地域との連携について

子ども園は、子ども達の安全と人権に十分配慮する。そのために、子ども達が、保護者、保育・教育に従事する者、地域の人々など多くの人たちに見守られ、安心して生活が送れるよう、子どもの健康管理・安全管理のための体制の充実を図る。

- (1) 子ども園は、地域関係者の協力のもとに、子どもの安全見守り運動の強化、防災体制の充実が図れるよう、地域との密接な関係を築いていく。
- (2) 特に、災害時においては、地域の乳幼児の防災拠点として機能しうるように、体制づくりをすすめていく。
- (3) 子ども園は、子ども一人ひとりの健全な食生活を確保できるように、保育・教育の中で食育の取り組みを行う。中でも共通利用時間中の昼食は、食育を行う重要な場面であり、保護者の理解と協力を得ながら、食の幅を広げる観点から、給食を中心とした食育に取り組んでいく。

III 子どもと子育てを支援する地域づくりについて

子ども園では、地域における「子育て力」の強化を図るために、次のような趣旨の事業にも取り組む。

- ① 地域の団体、ボランティア、NPO、専門機関等の相互の連携強化
- ② 保護者と地域団体との橋渡し

- ③ 地域に潜在する人材の発掘と育成
- ④ 地域の子育て関係者への情報提供と、能力向上のための働きかけ
- ⑤ 地域の子育て関係者の自主的活動への支援

IV 保育・教育の環境づくりについて

- (1) 新宿区子ども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、地域におけるすべての就学前の子どもに健全な発育を目的とする。そのため、子ども園には、多様な生活環境を持つ子ども達がつどう。それら子ども達が、一緒になって、過ごす保育・教育の時間帯を共通利用時間として捉える。

「生きる力」の基礎を育むための保育・教育を、この共通利用時間の中で行うこととなるため、子ども園の共通利用時間は9時から15時までとする。

この共通利用時間には、原則として同一の職員が保育・教育にあたることとし、幼稚園教員免許、保育士資格を併有する保育者があたることを望ましい。

- (2) 「環境を通して行う保育」と「体系的な教育」とが、整合し両立できるように、園ごとに計画的な整備と、計画的で組織的な保育・教育をすすめる。
- (3) 子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を行う観点から、一人ひとりの状況や、特性の把握を充分に行う。

さらに、保育・教育に際しての個別の課題や対応方針などがあれば、関係する保育者で情報共有していく。

- (4) 障害のある子ども、特別な支援を要する子どもの保育・教育に対しては、一人ひとりの実態を的確に把握し、理解し、障害の状態に応じた保育・教育を計画的、組織的に展開していく。

V 保育者の資質向上について

子ども園において、子どもの保育・教育に従事する者の資質は、保育・教育の要であり、自らその向上に努めなければならない。

また、子ども園の保育・教育に従事する者は、子どもの保育・教育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、子ども園内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めなければならない。

VI 子ども園での保育・教育等の計画について

以上の点を踏まえ、各子ども園では以下の内容の保育・教育等計画を作成するものとする。

- 1 保育課程及び教育課程の編成
- 2 各子ども園保育・教育計画の作成
 - ・年間指導計画
 - ・小学校との連携活動計画

- ・ 障害児、特別支援児個別指導計画
 - ・ 年間行事計画
 - ・ 保護者支援計画、地域との連携事業計画
 - ・ 子育て支援事業計画
 - ・ 防災訓練計画、避難訓練計画
- 3 危機管理マニュアルの作成

Ⅶ その他

この子ども園保育・教育指針については、必要に応じて見直していくものとする。

附則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。